

宮 監 公 表 第 1 5 号
令 和 5 年 4 月 2 8 日

宮崎市監査委員 阪 元 勇
宮崎市監査委員 松 浦 史 典
宮崎市監査委員 日 高 透

定期監査措置状況の公表について

令和4年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
福祉部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

令和4年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和4年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：福祉部)

| 指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容 | 措 置 状 況 |
|---|---|
| <p>【指摘事項】</p> <p>(福祉総務課)</p> <p>(1) 令和3年度の調定書(調定番号500051)について、課長専決事項であるにもかかわらず、課長補佐までの決裁としていた。</p> <p>(2) 令和3年度の金婚祝賀会運営業務委託について、予定価格書の入札日(令和3年10月11日)より後に見積書を徴し契約締結していた。</p> <p>(3) 令和3年度及び令和4年度の宮崎市敬老バス力取扱業務委託に係る契約事務(随意契約)について、予定価格を定めていなかった。</p> <p>(4) 指定管理について、次のような不備があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和3年度の業務報告書及び令和4年度の事業計画書について、文書規程に定められた收受登録が行われていないため、基本協定書に定められた期限内に提出されたか確認できないものがあった。また、提出後の供覧がなされていなかった。・令和3年度：宮崎市高岡老人福祉館百寿荘、(事業報告書) 宮崎市内海やっこ荘・令和4年度：宮崎市高岡老人福祉館百寿荘、(事業計画書) 宮崎市総合福祉保健センター、宮崎市田野総合福祉館・令和4年度の宮崎市内海やっこ荘の事業計画書について、施設の管理に係る収支計画書のみ提出され、管理運営の体制、利用者の安全管理体制、事業の概要及び実施時期に係る書類が提出されていなかった。 | <p>複数件の決裁書類を一括で回議した際に課長の決裁印が漏れていた。担当者において、決裁後に決裁欄のすべてに押印漏れがないか再度の確認を徹底する。</p> <p>担当者は契約締結伺の起票時に、添付書類の日付を確認するとともに、係長、補佐、課長は、決裁時にそれぞれが添付書類の日付を確認し、チェックすることとした。</p> <p>予定価格書の作成の省略を予定価格の作成の省略と取り違え、長年運用していた。</p> <p>令和5年度の契約については、予定価格書を作成することとした。</p> <ul style="list-style-type: none">・宮崎市文書規程と総務部作成の「文書事務の手引き」で文書收受等の取り扱いについて職員へ周知し、適正な事務処理を行うよう指導した。・「宮崎市公の施設における指定管理者制度に関するガイドライン」に則した指定管理者ごとの年間スケジュールとチェックリストを作成し、受理した書類の処理の際に添付することとした。 |

(障がい福祉課)

(1) 令和3年度の更正医療給付事業に係る支出負担行為について、1件100万円以上の扶助費は福祉部長専決事項であるにもかかわらず、課長までの決裁となっているものがあった(2件)。

(2) 令和3年度の宮崎市障がい者体育センターの自動販売機(建物)設置に係る行政財産目的外使用料について、宮崎市行政財産使用料条例には「建物を使用するものに係る使用料の額は、この表の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。」と規定されているにもかかわらず、100分の110を乗じない額で使用料を算定し、過少に徴収していた。

【正】10,995円

【誤】9,996円

差額 999円

(地域包括ケア推進課)

(1) 令和3年度及び令和4年度の生活支援配食サービス事業委託について、執行何額と予定価格(一般食と特別食の各単価に予定数量を乗じて合計した額)が一致していなかった(令和3年度・4年度:各6件)。

(介護保険課)

(1) 介護保険住宅改修等技術審査業務委託について、次のような不備があった。

- ・令和3年度について、予定価格を定めていなかった。また、令和4年度について、予定価格は設計額(総額)で設定され、見積書は単価が記載されていたため、両者が比較できないものとなっていた。

- ・令和3年度及び令和4年度の契約保証金について、宮崎市財務規則第105条第1項第3号適用により免除する場合は、契約案件と同種で、請負金額の9割程度の額以上の実績が2件以上記載された委託業務履行届が必要であるにもかかわらず、9割に満たない契約案件が記載されたものを受領していた。

(1) 財務処理における決裁区分の確認が不十分であった。今後は財務処理における決裁区分表をいつでも確認できる場所に備え、決裁者ごとに決裁区分の確認をすることとした。

(2) 改正後の宮崎市行政財産使用料条例に基づく計算式の確認が不十分であった。

今後は、算定式のチェックシートを用いた算定を複数の職員で行い、決裁者ごとに算定額の確認を徹底することとした。

なお、条例に基づく行政財産目的外使用料の再計算を行い、不足分の使用料の追加徴収を行った。

執行何額と予定価格が一致していない理由は、執行何額に食料費のほか車両費が含まれていたが、予定価格書は食料費のみ記載していたためであった。

今後は、令和5年度委託契約に向けて、予定価格書を食料費の他車両費を含む様式に改めることとした。

- ・委託等の執行何、契約締結、負担行為時の事務処理のチェックリストを作成し、それに沿った事務処理を行うとともに、担当者、決裁者とも庶務研修等の資料により再度確認を行うこととした。

- ・令和5年度(令和5年3月契約予定)の契約保証金については宮崎市財務規則第105条第1項第8号適用により免除に変更することとした。また、次年度以降の契約については令和5年4月から取扱いが変更となることから、それを踏まえ改正後財務規則第105条第1項第8号適用により免除することを検討している。

(2) 令和4年度の介護認定調査事務所トイレウォッシュレット取替修繕について、執行伺書に予定価格が設定されていなかった。

(3) 令和3年度の紙折り機修繕料について、請書をもって契約する必要があるにもかかわらず、請書を徴しないまま契約締結していた。

(4) 令和4年度のバイク修繕料(あ33660)について、執行伺書の決裁日よりも前に見積書を徴し、納品まで完了していた。

- ・執行伺書 起案日：令和4年6月27日
決裁日：令和4年7月4日
- ・見積書 提出日：令和4年6月27日
- ・契約締結伺 起案日：令和4年6月27日
決裁日：令和4年7月4日
- ・納品 確認日：令和4年6月27日

(介護保険課・障がい福祉課)

(5) 令和4年度の在宅の障がい者及び要介護者に対するPCR検査事業検体採取業務委託に係る単価契約について、予定価格は見積書と比較できるように1件あたり単価で設定すべきところ、設計額(総額)としていたため、比較できないものとなっていた(2件)。

(社会福祉第一課・社会福祉第二課)

(1) 令和3年度及び令和4年度の扶助費に係る支出負担行為について、1件100万円以上の場合には部長専決事項であるにもかかわらず、課長までの決裁としているものがあつた(令和3年度2件、令和4年度1件)。

・委託等の執行伺、契約締結、負担行為時の事務処理のチェックリストを作成し、それに沿った事務処理を行うとともに、担当者、決裁者とも庶務研修等の資料により再度確認を行うこととした。

・委託等の執行伺、契約締結、負担行為時の事務処理のチェックリストを作成し、それに沿った事務処理を行うとともに、担当者、決裁者とも庶務研修等の資料により再度確認を行うこととした。

・委託等の執行伺、契約締結、負担行為時の事務処理のチェックリストを作成し、それに沿った事務処理を行うとともに、担当者、決裁者とも庶務研修等の資料により再度確認を行うこととした。

・委託等の執行伺、契約締結、負担行為時の事務処理のチェックリストを作成し、それに沿った事務処理を行うとともに、担当者、決裁者とも庶務研修等の資料により再度確認を行うこととした。

システムから印字される決裁範囲のみを見て回議してしまっていた為、今後は支出に係る決裁については、担当及び係長が、財務規則も必ず目視で確認することとした。

令和 5年 3月28日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

